



の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書等を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書及び入札説明書

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書の提出場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年8月3日から同年8月17日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所におい

て希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和2年8月18日 正午

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

令和2年8月25日 午前10時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(4) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、書留郵便により、令和2年8月24日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画下水道

## 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和2年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年11月13日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館701号室

### 2 受験手続

#### (1) 受験願書等の受付期間

令和2年10月1日（木）から10月22日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による提出の場合は、令和2年10月22日（木）までの消印があるものを有効とする。

#### (2) 受験願書等の提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部河川課

### 3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

